

# 告示

## 埼玉県告示第千二百九十六号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十六条の規定による処分について、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第十三条第一項の規定により、聴聞を次のとおり公開で行う。

令和二年十一月六日

埼玉県知事 大野 元裕

### 一 聴聞の日時及び被聴聞者

聴聞の日時	令和二年十一月二十四日午後三時三十分
被聴聞者の商号又は名称	Re・B株式会社
被聴聞者の氏名（法人にあつては代表者の氏名）	伊藤 拓磨
被聴聞者の主たる事務所の所在地	千葉県柏市あけぼの三丁目二番五号（宅地建物取引業法上の事務所所在地埼玉県越谷市大里四十二番地九）

### 二 聴聞の場所

埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十二番二十四号

埼玉教育会館四〇三会議室